古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等補助金交付要綱

令和３年９月１日

告示第１３９号

古賀市木造戸建住宅耐震改修工事等補助金交付要綱（平成２６年３月告示第４３号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、震災に強いまちづくりの推進に資するため、古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、古賀市補助金交付規則（平成３１年規則第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　木造戸建住宅　在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法による一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限る。）を含む。）をいう。

(2)　耐震診断　一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載された「一般診断法」により、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第１項の建築士が、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3)　性能向上改修工事　次に掲げる改修工事をいう。

ア　耐震改修工事　耐震診断において、木造戸建住宅の上部構造評点が１．０未満と評価されたものを建物全体で１．０以上になるように補強する工事をいう。

イ　省エネ改修工事　木造戸建住宅の省エネ性能の向上が図られる改修工事（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）をいう。

(4)　建替え等　自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、木造戸建住宅

を所有する者又は市長が認める者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)　この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(2)　補助対象者の属する世帯の全員が市税を滞納していないこと。

(3)　補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の２月末日までに補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を完了し、第１１条第１項に規定する交付請求をすることができること。

（補助対象住宅）

第４条　補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、木造戸建住宅であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)　市の区域内に存すること。

(2)　昭和５６年５月３１日以前に建築確認を受けて建築又は工事に着手したこと。

(3)　地上階数が２以下であること。

(4)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の関係法令の規定に違反していないこと。

(5)　耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が１．０未満と評価されたこと。

(6)　建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事については、第９条に規定する申請の時点で補助対象者が居住していること。

（補助対象事業）

第５条　補助対象事業は、補助対象者が行う次に掲げるものとする。

(1)　補助対象住宅の性能向上改修工事

(2)　建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事

２　前項第１号に規定する補助対象事業は、耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行うもの及び省エネ改修工事と併せて施工できない耐震改修工事とし、省エネ改修工事のみで実施するものは補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経

費とする。

(1)　補助対象住宅の性能向上改修工事　補助対象住宅の居住の用に供する部分の性能向上改修工事に要する経費（設計等の業務に関する経費を含む。）

(2)　建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事　補助対象住宅の除却工事又は性能向上改修工事に要する経費とのいずれか低い方の経費

（補助金額等）

第７条　補助金額は、補助対象経費に次表の補助率を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内において市長が定める。ただし、上限額は次表に掲げる額とする。

補助対象事業の区分	補助率	上限額
補助対象住宅の性能向上改修工事	２５％	３０万円（性能向上改修工事のうち、省エネ改修工事費分の上限額は１５万円）
建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事	２３％	３０万円

（事前協議）

第８条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に係る請負契約を締結する前に、市長と協議しなければならない。

（交付申請）

第９条　申請者は、古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)　位置図

(2)　確認済証又は検査済証の写しその他補助対象住宅の建築年月日が分かる書類

(3)　補助対象住宅に係る全部事項証明書その他補助対象住宅の所有者等が分かる書類

(4)　耐震診断に係る結果報告書の写し

(5)　補助対象事業が確認できる設計図書及び補助対象経費が確認できる工事費見積書（いずれも施工業者等の押印のあるものとする。）

(6)　市税に滞納がない証明書（申請日前１月以内に交付されたものとし、生計を一にする者があるときは、当該生計を一にする者に係る証明書を含む。）

(7)　その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第１０条　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、速やかに古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等完了実績報告書（様式第２号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（請求等）

第１１条　補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等補助金交付請求書（様式第３号）により市長に請求しなければならない。

２　市長は、前項の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（書類の整備及び保存）

第１２条　補助事業者は、補助対象事業に係る領収書その他の関係書類を整理し、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和３年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行前になされた補助金に関する申請及び決定等の行為は、この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

（効力）

３　この告示は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

4　この告示の失効前にした行為については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後もなおその効力を有する。

様式第１号（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）古賀市長

申請者　住　所

氏　名　　㊞

電話番号

古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等補助金交付申請書

古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等補助金交付要綱第９条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に必要な市税等の資料を閲覧することに同意します。

記

１．交付申請額　　円

※次表の④又は⑤いずれか少額の方の合計

	性能向上改修工事	除却工事
①工事に要する経費	円	円
うち、耐震改修工事の経費	円	―
うち、省エネ改修工事の経費	円	―
②補助対象経費	円	円
③補助率	25％	23％
④補助金基礎額（②×③）	円	円
⑤補助金上限額	30 万円	30 万円

２．補助対象住宅の概要

所在地	古賀市
建築時期	年　　月
構造	木造　　構法　　階建て（地上　　階・地下　階）
規模	敷地面積　　㎡　延べ面積　　㎡ （うち、住宅の用に供する部分の床面積　　㎡）

３．補助対象事業の概要

補助対象事業 予定施工業者	名称又は商号：　　（担当：　　） 所在地： 電話番号：
着手予定年月日 完了予定年月日	年　月　日 年　月　日

様式第２号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）古賀市長

申請者　住　所

氏　名　　㊞

電話番号

古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等完了実績報告書

年　　月　　日付　　古都発第　　号で交付決定通知があった古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等補助金について、補助対象事業が完了したので、古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

１．補助対象住宅の所在地　　古賀市

２．補助対象事業の実施期間

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

３．添付書類

⑴　施工前及び施工後の工事写真（改修箇所ごとの施工内容が確認できるもの）

⑵　契約書の写し

⑶　補助対象経費に係る施工業者等からの請求書の写し

⑷　領収書の写し

⑸　施工証明書（施工業者の印があるもの）

⑹　その他市長が必要と認める書類

様式第３号（第１１条関係）

年　　月　　日

（宛先）古賀市長

申請者　住　所

氏　名　　㊞

電話番号

古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等補助金交付請求書

古賀市木造戸建住宅性能向上改修工事等補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり請求します。なお、交付については、下記振込口座に振り込みにより入金願います。

記

１．交付請求金額

金　額	円

※２．確定通知及び確定通知額の（２）の額と一致すること。

２．確定通知及び確定通知額

（１）確定通知	年　月　日　第　号
（２）確定通知額	円

３．振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	店名	本店 支店
口座種別	普通　・　当座　［いずれかに○］		
口座番号			［右詰めでご記入ください］
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は、申請者と同一のものに限ります。